

ICT土工及びICTほ場整備工の対象とする適用範囲

ICT土工及びICTほ場整備工の対象とする適用範囲は、「宮城県農業土木工事施工管理基準」第2項 直接測定による出来形管理で定める工種のうち、以下に示すものを原則とするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。

1 UAV（無人航空機）を用いた出来形管理技術及び地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理技術

	工 種		出来形管理項目
ICT土工	共通工事	掘削	基準高
		盛土	基準高
ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地，田面整地	基準高

2 トータルステーション（TS）等による出来形管理技術

	工 種		出来形管理項目
ICT土工	共通工事	掘削	基準高，幅，法長，施工延長
		盛土	基準高，幅，法長，施工延長
		栗石基礎，砕石基礎 砂基礎，均しコンクリート	厚さ，幅，施工延長
	水路工事	管水路基礎（砂基礎等）	高さ，幅
ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地，田面整地	基準高

3 マシンコントロール（MC）／マシンガイダンス（MG）によるICT建設機械施工技術

	工 種	
ICT土工	共通工事	掘削
		盛土
ICTほ場整備工	ほ場整備工事	表土扱い，基盤整地，田面整地